# 東日本銀行コンサルNEWS

令和2年6月1日

No.420

作成

税理士法人タクトコンサルティング 株式会社タクトコンサルティング TEL 03-5208-5400

URL http://www.tactnet.com (※)本ニュース内容についてのお問い合わせ先 税 理 士 森 繁 之 助

住宅ローン特別控除適用者が居住用財産を譲渡し3,000万円控除の適用を受ける場合の取扱い

## 【問】

甲さんは、2017 年 12 月にそれまで居住していた 東京都港区内の分譲マンションから杉並区内に新築 した戸建て住宅に引越し、居住を開始しました。甲 さんは自宅の建築資金を銀行ローンにより調達した ため、2017 年分の所得税の計算上、租税特別措置法 (措法) 41 条の住宅ローン特別控除の適用を受け、 以後 2019 年分の所得税まで連続して同控除の適用を 受けています。港区のマンションは、引越し後は賃 貸していましたが、借家人が 2019 年 12 月に退去し 空室となったため、2020 年 5 月に譲渡しています。

甲さんは、譲渡したマンションにつき多額の譲渡 益が生じ、かつ適用要件を満たしていることから、 2020年分の所得税の計算上、居住用財産を譲渡した 場合の譲渡所得の3,000万円控除(措法35条第1 項。以下「3,000万円控除」)の適用を受けるつもり です。甲さんが3,000万円控除の適用を受けた場 合、既に適用を受けている住宅ローン特別控除の取 扱いはどのようになりますか。なお、甲さんは2017 年から連続して確定申告書を提出しています。

#### 【回答】

#### 1. 結論

甲さんが 2020 年分の所得税につき 3,000 万円控除の適用を受けた場合には、2017 年以後の各年分の所得税につき住宅ローン特別控除の適用を受けることができません。この場合には 2017 年から 2019 年までの各年分の所得税の修正申告書を提出し、特別控除額に相当する税額を納付する必要があります。

#### 2. 解説

### (1)3,000万円控除の概要

個人が自己の居住用財産を譲渡した場合には、一定の要件を満たすことにより譲渡所得の金額の計算上、最高3,000万円を控除できる特例が設けられています。これが「3,000万円控除」です。

3,000万円控除の対象となる居住用財産には、① 居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を 経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡 した家屋と、②①の家屋とともに譲渡したその敷地 の用に供されている土地等が含まれています(措法 35条第2項2号)。

## (2)住宅ローン特別控除の概要

### ①概要

個人が 2021 年 12 月 31 日までに、国内で住宅の

用に供する家屋で床面積が50 ㎡以上などの要件を満たすものの新築等をし、その家屋をその個人の居住の用に供した場合において、その個人がその家屋の新築等に係る借入金(住宅借入金)の額を有するときは、一定の要件を満たすことにより、その居住の用に供した日の属する年以後10年間(原則)の各年のその個人の所得税の額から、住宅借入金の年末残高に基づく一定の金額が控除されます(措法41条)。

## ②居住用財産譲渡に係る特例の適用を受けた場合 の住宅ローン特別控除の不適用

個人が新築等をした家屋(以下「新規住宅」)を居住の用に供した場合において、その居住の用に供した日の属する年(居住年)の翌年以後3年以内の各年中(注)に、新規住宅以外の資産を譲渡(以下「従前住宅の譲渡」)し、その従前住宅の譲渡につき3,000万円控除等の居住用財産の譲渡に係る特例の適用を受けるときは、その居住年以後の各年分につき、住宅ローン特別控除の適用を受けることができません(措法41条第21項)。(注)2020年度税制改正により、2020年4月1日以後の従前住宅の譲渡につき、その譲渡の

(注) 2020 年度税制改正により、2020 年 4 月 1 日以後の従前住宅の譲渡につき、その譲渡の 時期が下線部の通りに改められました。

## ③3,000万円控除の適用を受ける場合の修正申告

②の場合に、既に居住年以後の各年分について 住宅ローン特別控除の適用を受けたときは、従前 住宅の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限 までに、各年分の所得税の修正申告書又は期限後 申告書を提出し、特別控除額に相当する税額を納 付する必要があります(措法 41 条の 3 第 1 項)。

#### (3) 本問へのあてはめ

甲さんによる港区のマンションの譲渡は、2(1)の居住用財産の譲渡に該当し、他の要件を満たすときには3,000万円控除の適用を受けることができます。ただし、新規住宅(杉並の自宅)への居住年(2017年)の翌年以後3年以内の年(2020年)に従前住宅(港区のマンション)の譲渡をしたことになるので、2020年分の所得税につき3,000万円控除の適用を受けた場合は、(2)②より、2017年以後の各年分の所得税につき、住宅ローン特別控除の適用を受けることができません。

この場合には、(2)③より、2020年分の確定申告期限までに2017年から2019年までの各年分の所得税の修正申告書を提出し、特別控除額に相当する税額を納付する必要があります。